

# 上越市立直江津南小学校

## いじめ防止基本方針

【令和5年4月】

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 2 いじめ防止に向けた方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況把握に努める。

### 3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と運営

#### ◎「いじめ対策委員会」

委員会は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当学級担任、該当学年主任、養護教諭で構成し、適宜開催する。必要に応じて、カウンセラー、外部機関も加わっていただく。

\*不登校などの情報交換などについては、「不登校対策委員会」で行うものとする。

### 4 いじめ防止に関する取組

#### (1) 未然防止の取組（未然防止に重点をおく）

##### ① 正・不正を明確にし、規範意識を高めるために

- ・「学級開き」（1学期）や「学級のしきり直し」（2学期・3学期）を各学期始めに行い、児童の発達段階、学級集団の実態に応じた学習や生活の基本的ルールを確立するとともに、集団のルールやきまりの必要性を理解し、正しく身に付ける学級づくりを目指す。
- ・「南っ子の約束」「地域生活のきまり」の意義を話し合い、家庭・地域での生活においても判断のよりどころとするよう常に意識させる。
- ・危険回避能力を高め、危険な行為をしないよう各学年に応じ繰り返し指導をする。
- ・長期休業・連休前の生徒指導の重点について、学級活動の時間に繰り返し徹底した指導を行う。
- ・生活目標を児童に意識づけ、総務委員会を中心に主体的な取組ができるように支援する。

## ② 児童が自分の力を発揮し、自信を高める場を見つけられるように

- ・学級における個に応じた役割（一人一役）を保証し、一人一人が評価され活躍できる内容や場面を設定して、ほめることを大切にする。具体的に認め合う機会を継続し、児童の存在感、学級への所属感を高める学級づくりを行う。
- ・学級でみんなが楽しむ活動を共有し、喜びを分かち合う体験を積む。児童一人一人の思いや願いの実現のため、やる気に満ちた学級を目指す。
- ・縦割り班活動を通して、互いの違いや良さを認め合い、自分の役割を果たしたり活躍したりできるよう支援する。与えられた役割ができた時に、ほめ合う関係になるように支援する。
- ・毎月の「振り返りアンケート」の中で、自分の頑張ったところ、褒められたこと等を記述させ、自信を高める場とする。

## ③ 相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心を育てるために

- ・児童の話をじっくり聴く。（人格までは否定しない。）日頃からの対話を大事にする。
- ・道徳教育、人権教育、同和教育の推進を図り、互いの人権を尊重し、思いやりの心を育てるとともに、いじめは「基本的人権を脅かす行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させ、いじめの防止に努める。（保護者への授業公開）
- ・人権強調週間を設け、互いの人格の違いを認め、よさを発見し合う道徳的判断力を高める活動を展開する。（同和教育部と連携し、各学期1回の授業実践）
- ・あいさつ運動を展開する。（中学校区のあいさつ運動を年2回、校内では委員会を中心に計画）
- ・10月に「いじめ見逃しゼロスクール集会」を、中学校区で実施する。
- ・インターネットの安全な使い方を児童に指導し、保護者にも周知して情報モラル教育を推進する。

## （2）早期発見のための取組

### ① 教職員間の情報交換

- ・学年会や生徒指導部会、終会での児童の情報交換、児童を語る会による情報の共有（4・8月）
- ・保健室や学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラーからの情報提供とその共有
- ・児童、保護者からの情報活用（保護者との連携）

### ② 教育相談体制

- ・学校生活アンケートと教育相談の実施。（6・11・2月）、他の月はミニアンケートを実施
- ・心配される児童への定期的な相談の実施
- ・多様な相談窓口（担任以外の学校職員、カウンセラー、子どもほっとライン、24時間子どもSOSダイヤル、新潟県いじめ相談電話、新潟県いじめ相談メール、いじめ対策ポータル等）の周知
- ・学校訪問カウンセラーやスクールカウンセラーによる相談体制の確立と担当への報告、連絡、相談の徹底
- ・インターネット上のいじめについては、教育委員会や関係機関と連携し対応する。

### ③ 特別支援教育コーディネーター

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言。支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり

### ④ 教職員の人権感覚を磨き、アンテナを高くした実態把握

- ・職員間の連携を重視し、職員研修等でいじめ防止に係る教職員の指導力向上及び発達障害等の特性に係る教職員の理解や専門性の向上を図る。

#### 【学校におけるいじめのサインの例】

- 急な体調不良
- 遅刻や早退、保健室への来室の増加
- 授業開始前の机、いす、学用品の乱雑さ
- 授業への遅参
- 学用品、教科書、体育着の紛失、破損、落書き
- 交流のない児童との行動
- 多数児童からの執拗な質問や反駁
- 言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- 衣服の過度な汚れ
- バイ菌扱い
- 休み時間の単独行動
- 特定児童への目配せ、持ち物からの逃避 等

### (3) 地域・家庭・関係機関との連携

#### ①家庭との連携

- ・学校だよりや学年だよりによる子どもたちの活動の広報
- ・いじめ等に係る考え方の周知（学校だより等で）

#### 【家庭におけるいじめのサイン例】

- 登校しぶり    転校の希望    外出の回避    感情の起伏の顕著化
- 教師や友達への批判増加    隠し事の発覚    家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い    長時間の長電話や過度に丁寧な対応
- 衣服の不必要な汚れ    体への傷やいたずらの痕跡
- 保護者来校の拒絶    過度なネットへの対応    他

#### ②地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・登下校時の交通指導、あいさつ運動の活動を通じた児童の実態の情報交換
- ・地域連携…主任児童委員、民生児童委員、学校職員

#### 【地域で見られるいじめのサイン例】

- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校している。    故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でぼつんとしている。
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。    等

#### ③専門機関との連携

- ・必要により、JAST（上越あんしんサポートチーム）、児童相談所、市すこやかにくらし包括支援センター、適応指導教室、学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラー等と連携する。

## 5 即時対応・早期解消のための具体的な取組

#### 【独自の判断は禁物！素早く対応】

- 「様子を見よう。」「悪ふざけだろ。」「単なる喧嘩だろう。」…の考えは捨てる。
- 『いじめは絶対に許されないもの』との認識に立つ。
- 『早期発見かつ即時対応』と『組織的対応』の認識に立つ。
- 『いじめられている子どもの側に立つ』ことを大前提にして判断する。
- 『小さい芽を小さいうちに摘む』ことを重視する。

さ…最悪のことを想定  
し…慎重に  
す…素早く  
せ…誠実に  
そ…組織で対応

#### (1) 素早い事実確認

##### ①速やかな報告、記録の徹底

- ・発見、通報を受けた職員（情報受信者）→担任、学年主任等→教頭・教務主任・生活指導主任  
→ 校長 のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・こまめに記録し、報告する。

## ②いじめ対策委員会

### 事実確認のための役割分担（複数対応を基本とする）

#### ◇被害児童への聞き取り

- \*教職員は、被害者の視点に立ち『味方』となって支える立場で接する。
- \*いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

#### ◇加害児童への聞き取り

- \*いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。
- \*いじめと感じていない、認めようとしめない場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
- \*『いじめは絶対に許されない行為』として、喧嘩両成敗的な指導はしない。

#### ◇周辺児童への聞き取り

- \*事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- \*内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- \*事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

#### ◇被害児保護者、加害児保護者に対して

- \*保護者とは直に会って面談を行う。
- \*保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な説明をする。
- \*保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明する。

#### ◇ネット等を介したいじめへの対応

- \*ネット等を介した不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。児童の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、市教委への連絡・報告を行い、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

※いじめの解消は、少なくとも3か月以上心理的または物理的な影響が止んでいる状態であること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされた場合とする。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

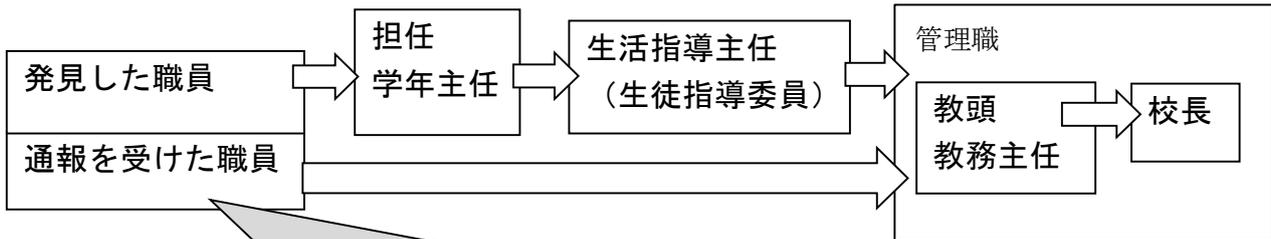
[平成25年6月 いじめ防止対策推進法 より]

### (2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、上越市教育委員会に速やかに報告する。
- 上越市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（上越市いじめ防止対策等専門委員会）を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- 上記調査結果については、被害児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、上越市教育委員会へ調査結果を報告する。
- 以下、上越市教育委員会の指導及び「上越市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づいて対応する。

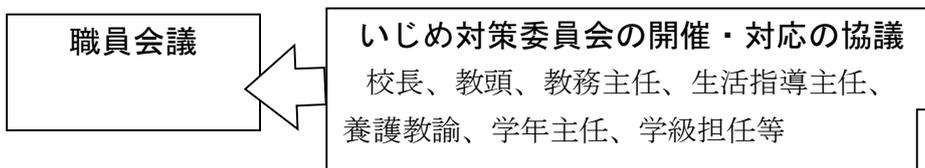
# いじめに対する措置の流れ

## いじめの発見・通報を受けたとき

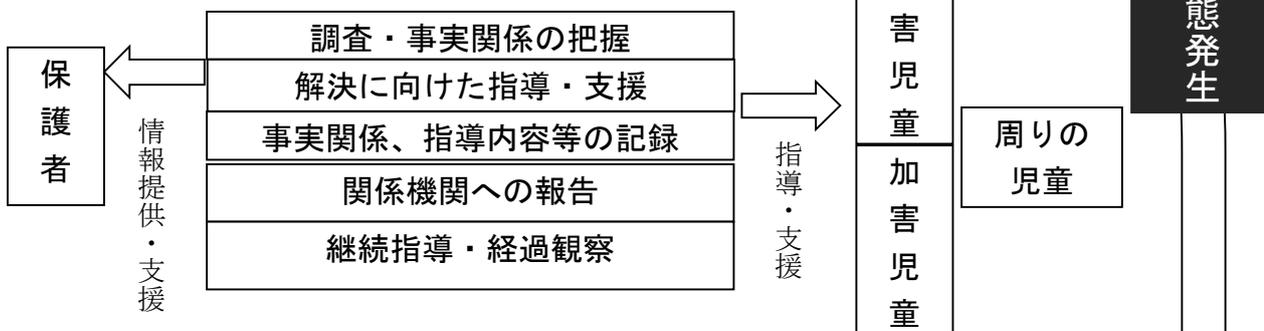


来校の場合、複数の職員で通報を聞き取る。電話の場合は、内容を聞き取り、学校としての対応を後ほど連絡することを伝える。

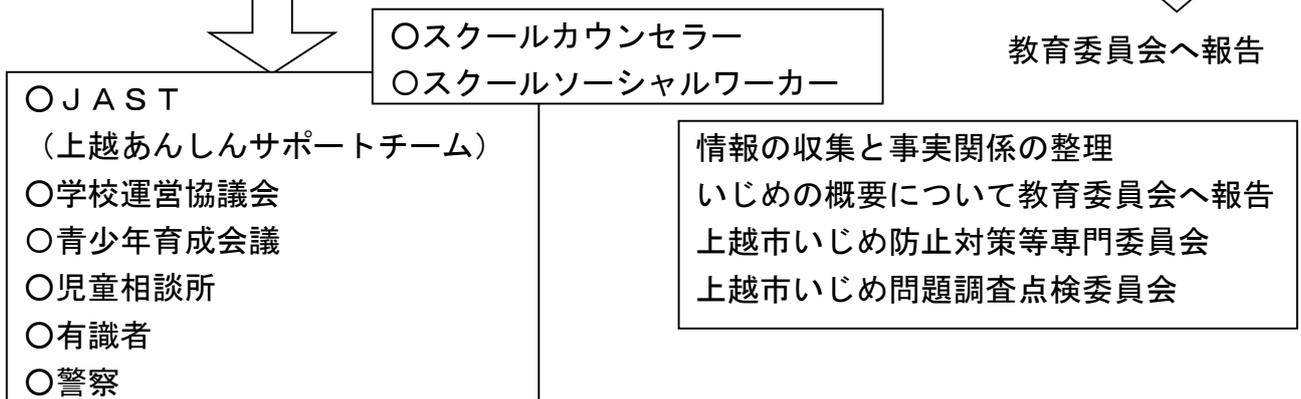
## 情報の共有と対応の協議



## 児童・保護者への対応（複数の職員で対応）



連携



## 7 いじめ防止等に関する取組年間計画

	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	年間
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめ防止基本方針」の内容周知</li> <li>学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラーの周知</li> <li>学級開き、学年開き</li> <li>1年生を迎える会</li> <li>★縦割り班顔合わせ（縦割り班活動開始）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員会議での説明（校長）</li> <li>児童理解研修①</li> <li>生徒指導校内研修①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P T A総会での「学校いじめ基本方針」の説明</li> <li>小中連絡会</li> <li>中学校区校長会</li> </ul>	<p>◆年間を通した取組：「いじめ3ない運動」「ふわふわ言葉運動」「めざせ！あいさつ名人」</p> <p>◆学級経営や授業における「生徒指導的機能」の重視：「自己選択、自己決定」「自己存在感」・「共感的人間関係づくり」</p>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動会</li> <li>★縦割り班種目の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活ミニアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直江津中学校区生徒指導連絡会</li> <li>直江津地域青少年育成会議</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権強調月間</li> <li>心あったか週間</li> <li>★体力テスト（縦割り班活動）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート（自宅での記入）</li> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任児童委員、民生児童委員、職員による情報交換会</li> <li>学校運営協議会①</li> <li>直江津中学校区学校職員の情報交換</li> <li>中学校区あいさつ強調週間</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観での人権教育、同和教育授業公開</li> <li>★縦割り班遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活ミニアンケート</li> <li>学校評価①</li> <li>生徒指導校内研修②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育、同和教育の授業参観</li> <li>直江津南小学校区青少年健全育成協議会</li> <li>直江津中学校区生徒指導連絡会</li> </ul>	
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級しきり直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童理解研修②</li> <li>現地研修会（白山会館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直江津中学校区生徒指導連絡会</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>★遠足（縦割り班活動）</li> <li>学校保健委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活ミニアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直江津中学校区生徒指導連絡会</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>みなみ子ども祭り</li> <li>★かがやきチャレンジ（縦割り班活動）</li> <li>いじめ見逃しゼロスクール集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活ミニアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校区あいさつ強調週間</li> <li>直江津中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会</li> <li>学校運営協議会②</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権強調月間（道徳の時間公開）</li> <li>★心あったか週間（縦割り班活動、いじめ見逃しゼロ宣言）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート（自宅での記入）</li> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直江津中学校区生徒指導連絡会</li> <li>直江津地域の青少年に関わる懇談会</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>★縦割り班遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別懇談</li> <li>学校評価②</li> <li>生徒指導校内研修③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直江津中学校区生徒指導連絡会</li> </ul>	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級しきり直し</li> <li>★縦割り班遊び</li> </ul>			
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権強調月間</li> <li>心あったか週間</li> <li>★6送会準備（縦割り班活動）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケート（自宅での記入）</li> <li>教育相談</li> <li>生徒指導校内研修④</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直江津中学校区生徒指導連絡会</li> <li>直江津中学校区小中連絡会</li> <li>学校運営協議会③</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級、学年じまい</li> <li>「いじめ防止基本方針」の見直し</li> <li>6年生を送る会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>直江津中学校区生徒指導連絡会</li> </ul>	